

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050010	サハリン石油天然ガス開発プロジェクト関連事業における外国人熟練工への在留資格の付与	C	-	外国人労働者の活動内容が不明であるが、単純作業に従事する単純労働者の受入れ要望にすぎず、専門的な技術・技能等を有する外国人に限り積極的な受入れを図るとい基本方針に反することから本件要望については措置困難である。	貴省の回答によれば、単純作業に従事する単純労働者の受入れ要望にすぎず」とあるが、提案者の要望では「パイプコーティングや物流管理、資機材・部品等の加工又は修理に従事する単純労働的な作業も含めた外国人熟練工」とある。どのような内容であれば、技能・技術の在留資格の対象となるのか、具体的に検討し、回答されたい。	C	-	在留資格「技術」については、理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であって、一定の学歴又は実務等の基準を満たす場合、在留資格「技能」については、外国に特有の技能等産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動であって、実務要件等の基準を満たす場合には受入れが可能である。				1003010	稚内市(1214)	国際交流特区	外国人の在留資格の「技能」の項目の追加(サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業における外国人熟練工就労)	
050020	「投資・経営」技術「人文知識・国際業務」企業内転勤」在留資格者の在留期間の延長	C	-	外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から、また、外国人IT技術者については情報処理産業を支える技術者の受入れ促進及び大学等との連携によるIT技術に係る技術開発に相当の期間を要する場合があることを踏まえてその確保を図る目的から在留期間の特例を認めたものであり、要望にあるような単純な在留期間の特例を講じることは困難である。	提案は本提案を実現することにより「長期間にわたりわが国の経済活性化に寄与する人材を確保し、外国・外資系企業の誘致促進など対内投資の更なる推進」しようとするものである。我が国の対内直接投資を促進する観点からも、対象となる受入れ機関を、産業の高度化・活性化に寄与する外国・外資系企業に限定する等により、個別の資格に応じて在留期間の延長をすることができないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	外国人研究者受入れ促進事業等のように、各在留資格について在留期間の特例を講ずる特段の必要性が認められず、また、在留期間の特例を認めることにより外国・外資系企業の誘致促進など対日投資の推進につながるという文脈の根拠が不明であることから、要望にあるような単純な在留期間の特例を講じることは困難である。	我が国の対内直接投資を促進する観点から、提案者の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。	C		1010010	神戸市(28100)	国際みなど経済特区	在留期間の特例の対象となる在留資格の範囲の拡大	
050030	外国人技術者・労働者等の就労・起業促進のための在留資格要件の緩和	C	-	地方公共団体が実務要件に代わる技術を有しているかの認定をいかなる方法で行うのか不明であり、地方公共団体の判断が客観的なものとなるような認定手法が確立されていない以上、実務要件の緩和措置を講ずることは困難である。								2208010	大田区(13111)	OTA国際産業・知的財産推進特区	外国人技術者・労働者等の就労・起業促進のための在留資格要件の緩和	
050040	「投資・経営」在留資格要件の緩和	C	-	2人以上の常勤職員を雇用した場合の人件費、経営者等の報酬分も含めれば、概ね500万円程度が必要と考えられ、当該要望に係る措置を講ずることは困難である。	提案者の要望は「当市が進める外国人によるチャレンジショップ等の出店にあたり、許可する規模の条件が厳しいため、出店の障害となることから、規模の緩和を求める」というものである。この点を踏まえ、我が国の対内直接投資促進の観点からも、投資初期段階において当該要件を緩和することができないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	第1次の回答にもあるように、経営の開始をする際には概ね500万円程度の資金は必要と考えられ、当該要望に係る措置を講ずることは困難である。また、「地方公共団体がチャレンジショップの出店を促進する意図があるのであれば、事業資金の貸付等の措置を講ずることを検討すべきである。	我が国の対内直接投資を促進する観点から、提案者の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。	C		2117080	三沢市(2207)	M ISAWA・アメリカ村国際商業特区	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「投資・経営」資格要件緩和)	
050040	「投資・経営」在留資格要件の緩和	C	-	事業所として使用する施設の確保に係る経費も投資額として扱っており、これを含めて500万円以上であれば当該投資額に関する要件を満たすこととなっている。なお、投資経営に係る事業に関係のない不動産を有することのみで投資額の要件を満たすこととするは、在留活動に全く関係のない投資活動により在留の可否を判断することとなり、このような措置を講ずることは困難である。	提案者の要望には「事業に供する評価額3千万以上の不動産の所有」でも「投資・経営」資格を取得する要件とすべき」とあるが、この場合は当該投資額に関する要件に該当すると解してよいか回答されたい。	E	-	当該不動産が「事業に供されるもの」であれば該当する。				1008010	福岡県(40000)福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	外国人の在留資格要件(「投資・経営」の在留資格取得要件)の緩和(経営開始時の従業員数の緩和) 特区内不動産所有者の在留要件新設	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
050050	企業内転勤・在留資格要件の緩和	C	-	企業内転勤「は技術」又は「人文知識・国際業務」の特例的な制度であり、1年以上の業務経験要件は企業内転勤形態の場合について、「技術」又は「人文知識・国際業務」に求められる要件を課す代わりに求められているものであり、企業内転勤制度の本質に関わる要件であることから、その緩和は事実上の単純労働者の受入れにつながるおそれがあり、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。	提案者の要望によれば、他の企業等における勤務実績を有し、即戦力となる人材を採用する場合もあることから…例えば即戦力となることが期待される人材であっても、当該企業において業務を行う上で最低限必要な研修を受ける必要性等を勘案し、勤務実績要件を6か月以上と改めること」とある。この点を踏まえ、我が国の対内直接投資拡大の観点からも再度検討し、回答されたい。	C	-	提案者の要望にあるような他の企業等における勤務実績を有し、即戦力となる人材」であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たすものと考えられ、基準を緩和する必要性が認められないことから、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。	我が国の対内直接投資を促進する観点から、提案者の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。	C	-	提案者の要望にあるような「他の企業等における勤務実績を有し、即戦力となる人材」であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たすものと考えられ、基準を緩和する必要性が認められないことから、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。	1008020	福岡県(40000)福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	従業員の企業内転勤のための要件の緩和
050050	企業内転勤・在留資格要件の緩和	C	-	企業内転勤「は技術」又は「人文知識・国際業務」の特例的な制度であり、1年以上の業務経験要件は企業内転勤形態の場合について、「技術」又は「人文知識・国際業務」に求められる要件を課す代わりに求められているものであり、企業内転勤制度の本質に関わる要件であることから、その緩和は事実上の単純労働者の受入れにつながるおそれがあり、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。	提案者の要望によれば、国際競争力上の観点より、英語を母国語とする国のエンジニアを雇い、即戦力として活用するケースが増えているが、「就業経験1年」の基準が障害となり、本邦で業務を遂行させることが困難」とあり、この点を踏まえ、我が国の対内直接投資促進の観点からも再度検討し、回答されたい。	C	-	提案者の要望にあるような「即戦力となる人材」であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たすものと考えられ、基準を緩和する必要性が認められないことから、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。	我が国の対内直接投資を促進する観点から、提案者の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。	C	-	提案者の要望にあるような「即戦力となる人材」であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たすものと考えられ、基準を緩和する必要性が認められないことから、業務経験に係る要件の緩和措置を講ずることは困難である。	5102630	(社)日本経済団体連合会		企業内転勤の在留資格要件緩和
050060	非就労者で商用・企業設立準備等での長期滞在者への在留資格の付与	E	-	短期滞在」の在留資格で十分に対応可能である。									1008040	福岡県(40000)福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	外国人の在留資格要件(投資・経営、在留資格の取得要件緩和又は「簡用」在留資格の新設)の緩和
050060	非就労者で商用・企業設立準備等での長期滞在者への在留資格の付与	E	-	要望内容が不明であるが、要望中の出張所等において「貿易その他の事業の管理に従事しようとする」場合には、「上陸許可基準を満たせば、投資・経営」の在留資格が付与される場合が想定され、また「企業内転勤」についても上陸許可基準を満たせば同在留資格が付与される場合が想定される。	提案者の要望は、外国企業の進出初期にあたり、滞在が比較的長期にわたる場合において、「短期滞在」ではなく「投資・経営」または「企業内転勤」の上陸許可基準を満たさなくとも、公的機関が設置する外国企業誘致を目的とした施設に入居することによりそのような在留形態に応じた在留資格を付与できないかというものである。この点を踏まえ、我が国の対内直接投資促進の観点からも実現できないか再度検討し、回答されたい。	C	-	企業の進出時期の設立準備段階においては、「企業の実態を把握することが困難であり、また、当該段階における外国人の活動を経営活動と評価することはできないことから、「投資・経営」等の在留資格を与えることは困難である。なお、在留資格「短期滞在」であっても、相当の理由が認められる場合については在留期間更新が認められる場合がある。	外国企業の進出初期の設立準備段階において、「短期滞在」の在留資格が更新された場合でも、それを越えた滞在期間が必要となることも考えられる。我が国の対内直接投資を促進する観点から、提案者の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。	A	-	外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、他の「企業内転勤」の在留資格に係る要件を満たすことを前提に、「支店等開設準備を行う」外国企業の職員に対し在留資格「企業内転勤」を付与するにつき検討する。	1008050	福岡県(40000)福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	公的機関が設置する外国企業誘致を目的とした施設に入居する外国企業に従事する外国人の在留資格取得要件の緩和

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
050070	永住許可要件の明確化	C	-	在留資格「永住者」については、申請者が我が国社会が有機的関連性を有するか否かという観点を含め総合的に判断を行って可否の判断を行うものであり、様々な事情を有する個々のケースに応じた判断が必要であることから、現行制度はあらかじめ判断要素と比重を限定してしまうポイント制よりも個々の事情に応じた判断が可能であり、ポイント制等の導入は困難である。	提案者の要望によれば「我が国への貢献が認められる者であるかの判定基準が不明確である」とある。この点について明確化できないか検討し、回答されたい。	B	-	我が国への貢献が認められる者について、事例を紹介する等の措置を講ずることにつき検討する。	貴省回答の措置を講ずる時期を明確にされたい。	B		平成16年度中を目処に実施する方向で検討する。	1008060	福岡県(40000)、福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	高度技術者 経営者への永住資格の優先的付与
050080	留学、在留資格の資格外活動枠外での収入を伴う企業実習の容認	D-1	-	資格外活動許可を受けることで十分対応可能である。	提案者の要望は指導教官の監督の下で教育プログラムの一環として行われる収入を伴う実習を対象としているが、資格内の活動として認められないか再度検討し、回答されたい。	C	-	「留学」は就労を目的とした在留資格ではなく、要望のような収入を伴う実習については資格外活動許可を受ける必要がある。	インターンシップ活動が単位の対象として教育プログラムに組み込まれている場合、資格外活動ではなく資格内の活動とみなすことはできないか、また、資格外の活動であるとしても、包括許可で与えられる資格外活動の時間を越えていても個別の資格外活動許可を申請することにより認められることが明確化できないか検討し、回答されたい。	D-1	資格外活動の許可に当たっては、「インターンシップが大学のカリキュラムの一環として行われる趣旨も踏まえて審査を行っており、包括許可の限度である週28時間を超える場合であっても、個別に許可することが可能である。	1008070	福岡県(40000)、福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	留学生に対する「留学」資格での活動範囲の拡大	
050090	学校、専修学校、各種学校以外の教育機関で学ぶ外国人への「就学」在留資格の付与	C	-	在留資格「就学」については、「施設、カリキュラム等教育体制が十分に整備された教育機関において一定のレベル以上の学問を修得してもらうことが必要であり、また、これまでに就学生については問題事例が発生しており、教育機関以外の機関に就学生の受け入れを認めることは困難である。	貴省の回答によれば、「施設、カリキュラム等教育体制が十分に整備された教育機関において一定のレベル以上の学問を修得してもらうことが必要」とあるが、何らかの形で教育内容を検証する仕組みを設けることにより実現することはできないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	施設、カリキュラム等教育体制が十分に整備された教育機関に該当するか否かについては、実質的には学校教育法上の教育機関がどうかという点で判断することになり、出入国管理行政を所掌する当省において独自に各個別の機関の教育内容に係る検証システムを構築することは困難である。				1008080	福岡県(40000)、福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	「就学」の在留資格を得ることが出来る教育機関の範囲の拡大	
050100	出入国管理事務所以外の場所における乗員上陸許可証の交付容認	C	-	個人認証等のセキュリティ上の問題があり、新たなセキュリティシステムを開発する必要があり、予算を伴うものであるため、要望内容について実施することは困難である。	提案者の要望によれば、「交付を受けるに当たっては、時間がかかるうえ交通費等の負担も強い」とある。これを踏まえて、負担を軽減する観点から何らかの対応ができないか検討されたい。	D-1	-	運送業者が本人に交付することが確実で、かつ、入国審査官が同一人性の確認を行う必要がある場合その他必要がある場合に、入国審査官の職務の遂行について指示した事項について運送業者の協力が確実に得られると認められるときは郵送による交付を行っている。				2164020	茨城県(8000)、栃木県(9000)、群馬県(10000)	国際物流特区	外国人である乗員の上陸許可手続の簡素化	
050110	「興行」在留資格要件の緩和	C	-	在留資格「興行」においては、「問題事例も発生しているところであり、招へい機関による請負という形態で行う以上、事実上労働者派遣とならないために、一定の管理体制を敷いていることが必要であることから、要望に係る招へい機関の要件を緩和することは困難である。なお、「興行」に係る申請者が我が国と外国との文化交流に資する目的で国、地方公共団体等の資金援助を受けて設立された機関に招へいされた場合等には、現行においても、5名以上の常勤職員を雇用していること等の要件は緩和されることとなっている。	提案者の要望によれば、「興行に係る活動以外の芸能活動に従事する場合の上陸許可基準を明確化し、手続きを迅速化する」とある。これについて回答されたい。	C	-	興行に係る活動以外の芸能活動に従事する場合については、申請人が商品又は事業の宣伝に係る活動、放送番組(有線放送番組を含む。)、映画の製作に係る活動、商業用写真の撮影に係る活動又は商業用レコードの録音に係る活動のいずれかに従事し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けるといった要件を満たすことにより在留が認められる。	提案主体からの意見によれば、商業ベースに乗り込む小規模な興行を、常勤職員が2~3名程度のNPO法人等が招聘機関となって主催する場合は問題事例の発生に直接結びつくわけではないと考えられる、とある。これについて検討し回答されたい。	C	招へい機関が小規模であることにより問題事例が発生しないといえず、一定の管理体制は必要であると考えられる。	2166050	横浜市(14100)	文化芸術創造交流特区	興行活動を行う外国人の上陸許可基準の緩和及び手続きの迅速化	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050120	外国人農業実習生に対する「研修」在留資格の在留期間の延長	C	-	問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じた国際貢献という研修 技能実習制度の目的に照らして、定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから、在留期間の特例を講じることが困難である。	提案者の要望によれば、農業は他産業と異なり、自然条件に左右され、研修効果は年によって大きく異なるほか、作物や家畜の種類が多く、その作業も多岐にわたることから、1年間の研修では十分な効果を得ることは難しい」とあり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	農業が自然条件に左右されるとはいえ、1年の在留期間において常に研修効果が得られないとは考えられず、また、「在留資格 研修」においては特別の事情が認められる場合に在留期間の更新が認められることから、技能実習に移行する場合には研修期間と併せて3年間の在留が認められることも踏まえれば、「在留期間の特例を講ずる必要性はない。				2190030	北海道(1000)	農村再生特区	外国人農業研修生の在留期間の延長	
050130	農業生産法人に対する外国人研修生の受け入れ人数枠の拡大	C	-	農業研修生については、研修生の失踪など不適正な事例が生じていることもあり、その適正化を図ることが第一であり、現時点において研修生の受入人数枠を拡大することは困難である。また、要望内容は研修制度の目的である技能移転ではなく、労働力の確保を目的としたものであり、制度の趣旨に合致するものではない。	提案者の要望によれば、農業生産法人は、農家に比べ生産規模が大きく、効率的安定的な経営体として我が国農業の重要な担い手として期待されている」とある。農業生産法人においても商工会議所等の会員である中小企業者の場合と同様に規模に応じて受け入れ人数枠を決めることはできないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	農業生産法人については、その大部分が10人未満のものと承知しており、中小企業事業協同組合のように規模に応じた受け入れ人数枠を設定する状態にはないと考えられる。			農業研修生については、外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」において求めている研修生派遣国との密接な経済的交流が想定されず、また、前回回答にあるように、農業生産法人については、その大部分が10人未満のものと承知しており、中小企業事業協同組合のように規模に応じた受け入れ人数枠を設定する状態にはないと考えられることから、当該事業と同様に研修生受入れ人数枠の拡大を図ることは困難である。	2190040	北海道(1000)	農村再生特区	農業生産法人の外国人農業研修生受入人数枠の拡大	
050140	複数職種による外国人研修生 技能実習生の受け入れの容認	E D-1	-	相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、複数種類の作業の研修 技能実習を行うことは可能である。									2012010	電ヶ崎市農業協同組合(50070)、アサノ有 限会社(50020)、 電ヶ崎食肉事業協同組合(50070)、 電ヶ崎食肉センター(50020)、 横浜ミートセンター	循環型有機無農薬農業振興と世界への情報発信特区	外国人研修生 技能実習生の職種を1つのみに限定しない。

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類」の見直し	13. 措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類」の見直し	17. 措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050150	技能実習移行対象職種への「畜解体」食肉加工職種の追加	E D-1	-	対象技能等につき、公的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備され(財)国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に含めることは可能である。									2012020	竜ヶ崎市農業協同組合(50070)、ひたちの循環衛生事業協同組合(50070)、アサノ有 限会社(50020)、竜ヶ崎食肉事業協同組合(50070)、竜ヶ崎食肉センター(50020)、横浜ミートセンター(株)(50020)	循環型有機無農薬農業振興と世界への情報発信特区	技能実習移行対象職種に「畜解体と食肉加工」を含める。
050160	就学、在留資格の対象となる日本語学校の審査基準の緩和	E	-	国の規制ではない。	貴省が告示において日本語教育機関を定める際、出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受けた事業等を定める省令によって定められている日本語教育振興協会の証明を参考にするため、貴省において審査基準を満たしていることの妥当性について判断しているのではないかと、その点を踏まえ、提案者の要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡することとする。					2241010	株式会社東京リーガルマインド(50020)	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区
050160	就学、在留資格の対象となる日本語学校の審査基準の緩和	E	-	国の規制ではない。	貴省が告示において日本語教育機関を定める際、出入国管理及び難民認定法施行規則第63条、及び日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受けた事業等を定める省令によって定められている日本語教育振興協会の証明を参考にするため、貴省において審査基準を満たしていることの妥当性について判断しているのではないかと、その点を踏まえ、提案者の要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	E	-	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して検討するよう連絡することとする。					2241020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	日本語学校の設置基準を緩和する特区	日本語学校の設置基準を緩和する特区
050170	外国人登録原票記載事項証明書の申請、交付方法の簡素化	C	-	外国人登録原票には個人のプライバシーに係る情報が多く含まれており、外国人登録原票記載事項証明書の申請を電子的手法により行った場合には、なりすまし等による不正な交付請求等を防止する観点から、厳格かつ確実な本人確認の方法が確立されている必要があり、それが確立されていない以上、本証明書の電子申請を認めることは困難である。なお、総務省と当省において、外国人住民に対する公的個人認証制度の在り方について検討を行っているところである。	貴省の回答によれば、総務省と当省において、外国人住民に対する公的個人認証制度の在り方について検討を行っているところとあるが、その内容と実施時期について回答されたい。また、特区において先行実施できないか検討し、回答されたい。	D-1	-	外国人登録制度において収集した資料、情報を活用した外国人住民に対する公的個人認証制度の在り方について、総務省及び法務省の間で本人確認機関、発行機関等の役割分担、利用対象者の範囲、外国人登録事務のオンライン化等の個別論点を整理して検討している。他方、当該市区町村が保管する外国人住民に関する資料、情報等に基づき登録原票記載事項証明書等の交付請求の意思が確認され、かつ、交付事務処理に当たり虚偽申請や申請者のなりすまし等が確実に防止できることが確保できるのであれば、インターネット等を利用した登録原票記載事項証明書等の請求も可能であると考え。	貴省回答の について個別論点を整理したうえで検討している内容、実施時期について回答されたい。また、 において申請を付けた登録原票記載事項証明書等は郵送により受け取ることは可能か回答されたい。	D-1		については、検討内容は前回回答のとおりであり、また、実施時期については未定である。については、前回回答のとおり、登録原票記載事項証明書等の請求に当たり、交付請求の意思が確認され、申請者のなりすまし等が確実に防止できる措置が講じられているならば、申請者本人の住所地へ登録原票記載事項証明書等を郵送することは可能である。	2005040	桶川市(11231)	住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス	住民票等FAX・インターネット申請による自宅郵送サービス

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
050180	弁護士、外国法事務弁護士の労働者派遣の緩和	B D-2	I	<p>弁護士法上の公務就任の制限を撤廃し、弁護士が営業等に従事する場合につき、これまでの許可制から届出制に移行すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」が第156回国会において成立(平成16年4月1日施行)。</p>		D-3							2236010	株式会社東京リーガルマインド(0020)	士業派遣特区	兼職及び営業等の制限の緩和
050190	弁護士、外国法事務弁護士の労働者派遣の容認	C	I	<p>1 労働者派遣業者が弁護士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣弁護士を通じて派遣先の法律事務を取り扱うことになり、弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の取扱いを業とすることを禁止した弁護士法第72条に抵触するおそれがある。</p> <p>特に、これを認めると、労働者派遣業者が実質的に弁護士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を弁護士のみに限っている弁護士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却するおそれがある。</p> <p>また、労働者派遣業者が弁護士の労働者派遣を行うことは、労働者派遣業者が弁護士に法律事件の周旋を行うことにもなり、この点でも弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の周旋を業とすることを禁止した弁護士法第72条に抵触する。</p> <p>2 このような弁護士法第72条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象範囲を変更することは、現代においては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも法律サービスを提供することが可能であること、弁護士が取り扱う事件において、当事者、関係者、関係物件等のすべてが特定の地域内に存在し、その影響がすべて同地域内に止まる事件はほとんど想定しがたいことなどからして、場所的な限定は意味を持たないから、相当ではない。</p> <p>3 したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事柄ではなく、全国的に、資格法制全体の在り方を視野に入れて検討すべきものと考え、弁護士法第72条が、弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の取扱い又は周旋を業とすることを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。このような同条の趣旨は現在なお合理性、妥当性を有するものであり、同条の規制対象範囲を変更することは相当でない。</p>	<p>貴省の回答では「労働者派遣業者が実質的に弁護士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を弁護士のみに限っている弁護士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却するおそれがある」とあるが、「労働者派遣業者によって派遣される弁護士の派遣先が弁護士法人である場合、法律サービスの受益者の立場からすれば、社員を弁護士のみに限っている弁護士法人とならなくなることはなく、問題は、再度検討し、回答されたい。」</p>	C		<p>原回答のとおり、 弁護士を労働者派遣の対象とすべきではないのは、前述べたとおり、これを認めると、労働者派遣業者が、弁護士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱うことになり、労働者派遣業者が、弁護士に法律事務を周旋し、その対価を得ることになること、といった弁護士法72条に抵触する事態が生じるからである。</p> <p>弁護士法人が労働者派遣業者から弁護士の派遣を受けたという要望があるとは承知していないが、派遣先が弁護士法人の場合であっても、上記の点については、顧客に法律サービスを提供する弁護士が労働者派遣業者に雇用されその指揮命令を受けること自体が、労働者派遣業者が実質的に法律事務を取り扱うことにつながるものであって、このことは派遣先が弁護士法人であっても同様である。そして、上記の点についても、労働者派遣業者が雇用する弁護士に法律事務を周旋することになることは、派遣先が弁護士法人であっても同様である。</p>	<p>法人制度が導入されたことから、当該資格者について、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。</p> <p>・貴省の回答では、「第72条に抵触するおそれがある」とされているが、抵触しない場合もものと理解できることから、抵触しない場合について明確にできないか。</p> <p>・貴省の回答では、「派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがある」とのことであるが、「派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に做って法的に担保することが考えられないか。周旋の禁止規定の見直しとあわせて検討されたい。</p> <p>・労働者派遣の対象とならないとされている士資格者のうち、弁護士のみが非資格者による周旋を明文で禁止しているが、周旋を禁止している特段の理由は何か。当該条文の制定趣旨に照らして、労働者派遣のすべてを禁止するものが検討されたい。</p>	C		<p>原回答のとおり、 弁護士を労働者派遣の対象とすべきではないことは、前述べたとおりである。</p> <p>・労働者派遣事業関係業務取扱要領において、「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、前述べたように、資格を有しない労働者派遣業者が、弁護士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱うおそれがあるなど、弁護士法第72条に抵触する事態を生じかねないことから、これを禁じているものである。他方、弁護士法人制度(弁護士法第30条の4第1項)は、社員を弁護士に限定しており、同規定の趣旨に抵触しない矛盾するものではない。したがって、同規定を廃止する必要はない。</p> <p>労働者派遣業者が弁護士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣弁護士を通じて派遣先の法律事務を取り扱うことになり、弁護士法72条に抵触するおそれがあることは、これまで述べてきたとおりであるが、同条は、犯罪構成要件になっており(弁護士法77条3号)、犯罪の成否は、証拠に基づき具体的な事実関係によって認定されるべきものであって、具体的な証拠関係・事実関係からしてその成否を論ずることは困難である。</p> <p>・雇用関係における指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず包括的な指揮命令も含むものであり、弁護士法第72条は、そのような包括的な指揮命令も含めて、無資格者の弁護士業務への介入のおそれを排除する規定である。したがって、派遣する弁護士の資格の対象となっている業務については、派遣元の個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に弁護士を派遣して法律サービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元が包括的な指揮命令の行使による実質的な法律事務の取扱い、あるいは「周旋」として評価されて、弁護士法第72条に抵触するおそれがある。このことは、派遣先が弁護士法人であるかどうかは関係ない。</p>	2236020	株式会社東京リーガルマインド(0020)	士業派遣特区	労働者派遣についての定義に関し、士業者についての例外を設ける
050190	弁護士、外国法事務弁護士の労働者派遣の容認	C	I	<p>1 労働者派遣業者が弁護士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣弁護士を通じて派遣先の法律事務を取り扱うことになり、弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の取扱いを業とすることを禁止した弁護士法第72条に抵触するおそれがある。</p> <p>特に、これを認めると、労働者派遣業者が実質的に弁護士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を弁護士のみに限っている弁護士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却するおそれがある。</p> <p>また、労働者派遣業者が弁護士の労働者派遣を行うことは、労働者派遣業者が弁護士に法律事件の周旋を行うことにもなり、この点でも弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の周旋を業とすることを禁止した弁護士法第72条に抵触する。</p> <p>2 このような弁護士法第72条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象範囲を変更することは、現代においては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも法律サービスを提供することが可能であること、弁護士が取り扱う事件において、当事者、関係者、関係物件等のすべてが特定の地域内に存在し、その影響がすべて同地域内に止まる事件はほとんど想定しがたいことなどからして、場所的な限定は意味を持たないから、相当ではない。</p> <p>3 したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事柄ではなく、全国的に、資格法制全体の在り方を視野に入れて検討すべきものと考え、弁護士法第72条が、弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の取扱い又は周旋を業とすることを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。このような同条の趣旨は現在なお合理性、妥当性を有するものであり、同条の規制対象範囲を変更することは相当でない。</p>	<p>貴省の回答では「労働者派遣業者が実質的に弁護士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を弁護士のみに限っている弁護士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却するおそれがある」とあるが、「労働者派遣業者によって派遣される弁護士の派遣先が弁護士法人である場合、法律サービスの受益者の立場からすれば、社員を弁護士のみに限っている弁護士法人とならなくなることはなく、問題は、再度検討し、回答されたい。」</p>	C	I	<p>原回答のとおり、 弁護士を労働者派遣の対象とすべきではないのは、前述べたとおり、これを認めると、労働者派遣業者が、弁護士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱うことになり、労働者派遣業者が、弁護士に法律事務を周旋し、その対価を得ることになること、といった弁護士法72条に抵触する事態が生じるからである。</p> <p>弁護士法人が労働者派遣業者から弁護士の派遣を受けたという要望があるとは承知していないが、派遣先が弁護士法人の場合であっても、上記の点については、顧客に法律サービスを提供する弁護士が労働者派遣業者に雇用されその指揮命令を受けること自体が、労働者派遣業者が実質的に法律事務を取り扱うことにつながるものであって、このことは派遣先が弁護士法人であっても同様である。そして、上記の点についても、労働者派遣業者が雇用する弁護士に法律事務を周旋することになることは、派遣先が弁護士法人であっても同様である。</p>	<p>法人制度が導入されたことから、当該資格者について、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。</p> <p>・貴省の回答では、「第72条に抵触するおそれがある」とされているが、抵触しない場合もものと理解できることから、抵触しない場合について明確にできないか。</p> <p>・貴省の回答では、「派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがある」とのことであるが、「派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に做って法的に担保することが考えられないか。周旋の禁止規定の見直しとあわせて検討されたい。</p> <p>・労働者派遣の対象とならないとされている士資格者のうち、弁護士のみが非資格者による周旋を明文で禁止しているが、周旋を禁止している特段の理由は何か。当該条文の制定趣旨に照らして、労働者派遣のすべてを禁止するものが検討されたい。</p>	C		<p>なお、外国法事務弁護士は、一定範囲の法律事務を取扱い得る権限を有しており、弁護士の業務とはその範囲内において権限が重なり合うことから、その範囲内においてのみ外国法事務弁護士に弁護士に対する指揮命令権を認め、他方で、雇用した外国法事務弁護士が権限外の業務について被雇用者たる弁護士に対して指揮命令権を行使しないよう、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律8条によって、改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条(未施行)において、指揮命令権の行使に対する制限を設けているのであって、派遣元が、そもそも法律事務を取り扱う権限を有しない労働派遣とは次元を異にする。</p> <p>・弁護士法第72条が、他の資格者と異なり、周旋を明文で禁止している趣旨は、弁護士は、他の資格者と異なり、手続代理のみならず単独訴訟代理など依頼者から包括的な代理権を与えられ、依頼者ために幅広い裁量権を用いて業務を行うことが想定され、そのため業務の誠実適正な遂行がより強く求められることから、非資格者による業務へのあらゆる介入を完全に排除する趣旨である。したがって、いかなる形態の労働派遣であれ、派遣元が、派遣される弁護士と派遣先との間に介し、両者間における関係成立のために便宜を図るなどの行為をする以上、派遣元による弁護士業務への介入の懸念は払拭し得ず、同条の周旋の規定を見直すことは相当でない。</p>	2236030	株式会社東京リーガルマインド(0020)	士業派遣特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類」の見直し	13. 措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類」の見直し	17. 措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
05019 10	司法書士、土地家屋調査士の労働者派遣の容認	C		<p>司法書士及び土地家屋調査士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて独立して当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない。)ことから、労働者派遣の対象とはならないものとする。</p>	<p>司法書士については司法書士法人による活動が認められている。労働者派遣業者によって派遣される司法書士の派遣先が司法書士法人である場合、司法書士サービスの受益者の立場からすれば、社員を司法書士のみに限っている司法書士法人とならなくなることはなく、問題ないのではないかと踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>	C		<p>司法書士及び土地家屋調査士を労働者派遣の対象とすべきでないのは、これを認めると、労働者派遣業者が、司法書士及び土地家屋調査士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて、実質的に派遣先での司法書士事務及び土地家屋調査士事務を取り扱うこととなるおそれがあること、労働者派遣業者が司法書士及び土地家屋調査士にその業務を周旋し、その対価を得ることになること、といった司法書士法第73条第1項及び土地家屋調査士法第68条第1項に抵触する事態が生じるからである。</p> <p>司法書士法人が労働者派遣業者から司法書士の派遣を受けたいという要望があるとは承知していないが、派遣先が司法書士法人の場合であっても、上記の点については、顧客に司法書士サービスを提供する司法書士が労働者派遣業者に雇用されその指揮命令を受けること自体が、労働者派遣業者が実質的に司法書士業務を取り扱うことにつながるものであって、このことは派遣先が司法書士法人であっても同様である。そして、上記の点についても、労働者派遣業者が雇用する司法書士に司法書士事務を周旋することになることは、当然、派遣先が司法書士法人であっても同様である。</p> <p>なお、土地家屋調査士についても、土地家屋調査士法人制度が存在するが、派遣先が同法人の場合であっても同様であることは司法書士の場合と同様である。</p>	<p><司法書士> 法人制度が導入されたことから、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないかと、検討の上、厚生労働省と調整されたい。</p> <p>・貴省の回答では、「第73条に抵触するおそれがある」とされているが、抵触しない場合もあるものと理解できることから、抵触しない場合について明確にできないか。</p> <p>・貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがあるとのことであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づき指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に倣って法的に担保することが考えられないか。特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が司法書士法人の場合の両方について検討されたい。</p> <p>・貴省の回答では、非資格者による周旋が禁止されているとのことだが、第73条にはその旨の明文の規定はない。弁護士法が明文で禁止していることと比較して、周旋が禁止されていると解釈できる合理的な理由を明らかにされたい。</p>	C		<p>司法書士及び土地家屋調査士を労働者派遣の対象とすべきではないことは、前述べたとおりである。</p> <p>・労働者派遣事業関係業務取扱規定において、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、前述べたように、資格を有しない労働者派遣業者が、司法書士及び土地家屋調査士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて、実質的に派遣先の事務を取り扱うおそれがあるなど、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条に抵触する事態を生じることから、これを禁じているものである。このような同規定の趣旨にかんがみると、社員を司法書士及び土地家屋調査士に限定している司法書士法人制度(司法書士法第28条第1項)及び土地家屋調査士法人制度(土地家屋調査士法第28条第1項)の導入は、同規定に抵触しない矛盾しないことから、同規定を廃止する必要はない。</p> <p>・労働者派遣業者が司法書士及び土地家屋調査士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣司法書士及び土地家屋調査士を通じて派遣先の事務を取り扱うこととなり、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条に抵触するおそれがあることは、これまで述べてきたとおりであるが、同条は、犯罪構成要件になっており(司法書士法第78条第1項及び土地家屋調査士法第73条第1項)、犯罪の成否は、証拠に基づき具体的な事実関係によって認定されるべきものであって、具体的な証拠関係・事実関係を離れてその成否を論ずることは困難である。</p> <p>・雇用関係における指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず包括的な指揮命令も含むものであり、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条は、そのような包括的な指揮命令も含めて、無資格者の司法書士業務及び土地家屋調査士業務への介入のおそれを排除する規定である。したがって、派遣する司法書士及び土地家屋調査士の資格の対象となっている業務については、派遣元の個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に司法書士及び土地家屋調査士を派遣してサービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元が包括的な指揮命令の行使による実質的な事務の取扱いとして評価されて、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条に抵触するおそれがある。このことは、派遣先が司法書士法人又は土地家屋調査士法人であるかどうかとは関係ない。</p> <p>なお、外国法事務弁護士は、一定範囲の法律事務を取り扱い得る権限を有しており、その範囲内において、弁護士の業務と権限が重なり合うことから、その範囲内においてのみ外国法事務弁護士に弁護士に対する指揮命令権を認め、他方で、雇用主たる外国法事務弁護士が権限外の業務について被雇用者たる弁護士に対して指揮命令権を行使しないように、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律8条によって、改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条(未施行)において、指揮命令権の行使に対する制限を設けているのであって、派遣元が、そもそも司法書士及び土地家屋調査士の行う事務を取り扱う権限を有しない労働者派遣とは次元を異にする。</p> <p>・司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条は、非資格者による司法書士及び土地家屋調査士の事務の取扱いを禁止しており、非資格者による周旋は、これらの規定の脱法的行為として行われることも考えられるため、個別具体的な事例においては、これらの規定に抵触する場合もあると考えられる。</p>	2236020	株式会社 東京リーガルマインド(60020)	土業派遣特区	労働者派遣についての定義に関し、土業者についての例外を設ける

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類」の見直し	13. 措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類」の見直し	17. 措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
05019 10	司法書士、土地家屋調査士の労働者派遣の容認	C		司法書士及び土地家屋調査士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて独立して当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない。)ことから、労働者派遣の対象とはならないものとする。	司法書士については司法書士法人による活動が認められている。労働者派遣業者によって派遣される司法書士の派遣先が司法書士法人である場合、司法書士サービスの受益者の立場からすれば、社員を司法書士のみに限っている司法書士法人とならなくなることはなく、問題ないのではないかと踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		司法書士及び土地家屋調査士を労働者派遣の対象とすべきでないのは、これを認めると、労働者派遣業者が、司法書士及び土地家屋調査士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて、実質的に派遣先での司法書士事務及び土地家屋調査士事務を取り扱うこととなるおそれがあること。労働者派遣業者が司法書士及び土地家屋調査士にその業務を周旋し、その対価を得ることになること、といった司法書士法第73条第1項及び土地家屋調査士法第68条第1項に抵触する事態が生じるからである。 司法書士法人が労働者派遣業者から司法書士の派遣を受けたいという要望があるとは承知していないが、派遣先が司法書士法人の場合であっても、上記の点については、顧客に司法書士サービスを提供する司法書士が労働者派遣業者に雇用されその指揮命令を受けること自体が、労働者派遣業者が実質的に司法書士業務を取り扱うことにつながるものであって、このことは派遣先が司法書士法人であっても同様である。そして、上記の点についても、労働者派遣業者が雇用する司法書士に司法書士事務を周旋することになることは、当然、派遣先が司法書士法人であっても同様である。 なお、土地家屋調査士についても、土地家屋調査士法人制度が存在するが、派遣先が同法人の場合であっても同様であることは司法書士の場合と同じである。	<司法書士> 法人制度が導入されたことから、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。 -貴省の回答では、第73条に抵触するおそれがあることとされているが、抵触しない場合もあるものと理解できることから、抵触しない場合について明確にできないか。 -貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがあることとされているが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づき指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に倣って法的に担保することが考えられないか。特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が司法書士法人の場合の両方について検討されたい。 -貴省の回答では、非資格者による周旋が禁止されていることと第73条にはその旨の明文の規定はない。弁護士法が明文で禁止していることと比較して、周旋が禁止されていると解釈できる合理的な理由を明らかにされたい。	C		司法書士及び土地家屋調査士を労働者派遣の対象とすべきではないことは、前回述べたとおりである。 ・労働者派遣事業関係業務取扱規定において、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、前回述べたように、資格を有しない労働者派遣業者が、司法書士及び土地家屋調査士との間の雇用契約に基づき指揮命令を通じて、実質的に派遣先の事務を取り扱うおそれがあること、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条に抵触する事態を生じることから、これを禁止しているものである。このような同規定の趣旨にかんがみると、社員を司法書士及び土地家屋調査士に限定している司法書士法人制度(司法書士法第28条第1項)及び土地家屋調査士法人制度(土地家屋調査士法第28条第1項)の導入は、同規定に抵触しない矛盾しないことから、同規定を廃止する必要はない。 ・労働者派遣業者が司法書士及び土地家屋調査士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣司法書士及び土地家屋調査士を通じて派遣先の事務を取り扱うこととなり、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条に抵触するおそれがあることは、これまで述べてきたとおりであるが、同条は、犯罪構成要件になっており(司法書士法第78条第1項及び土地家屋調査士法第73条第1項)、犯罪の成否は、証拠に基づき具体的な事実関係によって認定されるべきものであって、具体的な証拠関係・事実関係を離れてその成否を論ずることは困難である。 ・雇用関係における指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず包括的な指揮命令も含むものであり、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条は、そのような包括的な指揮命令も含めて、無資格者の司法書士業務及び土地家屋調査士業務への介入のおそれを排除する規定である。したがって、派遣する司法書士及び土地家屋調査士の資格の対象となっている業務については、派遣元の個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に司法書士及び土地家屋調査士を派遣してサービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元が包括的な指揮命令の行使による実質的な事務の取扱いとして評価されて、司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条に抵触するおそれがある。このことは、派遣先が司法書士法人又は土地家屋調査士法人であるかどうかとは関係ない。 なお、外国法事務弁護士は、一定範囲の法律事務を取り扱い得る権限を有しており、その範囲内において、弁護士の業務と権限が重なり合うことから、その範囲内においてのみ外国法事務弁護士に弁護士に対する指揮命令権を認め、他方で、雇用主たる外国法事務弁護士が権限外の業務について被雇用者たる弁護士に対して指揮命令権を行使しないように、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律8条によって、改正された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第49条(未施行)において、指揮命令権の行使に対する制限を設けているのであって、派遣元が、そもそも司法書士及び土地家屋調査士の行う事務を取り扱う権限を有しない労働派遣とは次元を異にする。 ・司法書士法第73条及び土地家屋調査士法第68条は、非資格者による司法書士及び土地家屋調査士の事務の取扱いを禁止しており、非資格者による周旋は、これらの規定の脱法的行為として行われることも考えられるため、個別具体的な事例においては、これらの規定に抵触する場合もあると考えられる。	2236030	株式会社 東京リーガルマインド(60020)	土業派遣 特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除
050200	救命行為に対する不法行為責任の免責	D-1	-	要望の内容とするところは、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定にて対応可能である。	提案者の要望では「救命処置の普及促進を目的として事務管理制度(民法697～702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講ずる趣旨が必ずしも明らかでないが、民法上、事務管理が成立する場合、管理者の行為の違法性は阻却され、不法行為責任は問題とならないのであって、現行制度と効果において違いのないものを法令上措置する必要性はないものとする。	D-1	-	提案にある除細動器を用いた救命行為について、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定によることで免責可能か確認されたい。	D-1	-	救命行為は、本人の身体に対する急迫の危害を免れるためにその事務を管理する行為であるから、除細動器を用いた場合についても、民法698条の緊急事務管理の規定により免責可能である。	2139020	NPOセントジョアン コンピュータ スジャパン 協会	市民による 京都救 急救命特 区	緊急状態にある人に救命処置を実施した人には対しては、それに関わる民事責任を免除する。	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050200	救命行為に対する不法行為責任の免責	D-1	-	要望の内容とするところは、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定にて対応可能である。	提案者の要望では救命処置の普及促進を目的として事務管理制度(民法697~702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講ずることとあり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、検討し、回答されたい。	D-1	-	事務管理制度(民法697~702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講ずる趣旨が必ずしも明らかでないが、民法上、事務管理が成立する場合、管理者の行為の違法性は阻却され、不法行為責任は問題とならないのであって、現行制度と効果において違いのないものを法令上措置する必要性はないものとする。	提案にある除細動器を用いた救命行為について、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定によることで免責可能か確認されたい。	D-1	-	救命行為は、本人の身体に対する急迫の危害を免れるためにその事務を管理する行為であるから、除細動器を用いた場合についても、民法698条の緊急事務管理の規定により免責可能である。	5053020	レールダ ルメディ カルジャ パン(株)		緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対しては、それに関わる民事責任を免除する。
050210	戸籍謄抄本の申請 交付方法の簡素化	B・C		現行戸籍法上、戸籍謄抄本をファクシミリ又はインターネットで請求することは認められていない。現在、法務省申請・届出等手続の電子化推進アクション・プランに基づき、オンラインによる届出等の検討を進めているところであり、平成15年度中に、市町村に対してオンラインシステム構築のための標準仕様書を提示する予定である。オンライン化が実現されると、戸籍謄抄本をインターネットで請求することが可能となる。	提案者の要望は、本人からの申請のみ24時間FAX、インターネットにより受け付けることである。郵送によって請求することが可能であるところ、ファックス、インターネットで請求することが認められない理由を明らかにされたい。 貴省の回答によれば、平成15年度中に、市町村に対してオンラインシステム構築のための標準仕様書を提示する予定である。オンライン化が実現されると、戸籍謄抄本をインターネットで請求することが可能となる」とあるがこれにより提案者の要望は直ちに実現されるのか、及びファックスによる申請も可能となるのか回答されたい。	B・C		戸籍謄抄本の請求は、戸籍の届出に準じ、書面又は口頭でできるとされているが、口頭による請求の場合は、請求者が窓口に出頭し、戸籍事務担当者が口述を筆記し、これに署名を求めることとなる。ファクシミリ又はインターネットによる請求は、上記のいずれにも該当するものではないため、現行戸籍法上、認めることはできない。なお、請求者があらかじめ戸籍謄抄本の請求書をファクシミリで送付し、これを資料として交付の可否の審査を行い、後刻申請書の原本を回収する方法が、戸籍先例上認められているところであるが(平成6年12月20日付け民二第8569号民事局第二課長回答)、ファクシミリによる申請は、あくまで交付申請の予約にすぎず、利用者の便宜を図るため、行政サービスの一環として、請求内容に関する審査を前倒しで行っているものにはすぎない。また、戸籍謄抄本交付手続がオンライン化された場合、オンライン手続に基づく請求は、いわゆる行政手続オンライン化法第3条第2項の規定により、書面等により行われたものとみなすとされることから、インターネットでの申請が可能となる。戸籍手続のオンラインシステムにおいては、戸籍情報に対するセキュリティ確保のため、公的個人認証基盤及び地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システム等を利用することを想定しているため、これら基盤システム及び戸籍手続に必要なシステムの構築を待たなければならない。なお、オンライン化後においても、ファクシミリによる申請は認められないものとする。	貴省の回答にあるとおり口頭による請求ができるのであれば、インターネット、ファクシミリと電話による口頭での請求との組み合わせにより、請求することが可能ではないか検討し、回答されたい。	B・C		戸籍法第27条による口頭による届出とは、戸籍法第37条により、市町村長が、市町村役場に出頭した届出人の陳述を筆記し、これを読み聞かせ、届出人に署名、押印すべきものとされており、電話での届出は認められていない。戸籍謄抄本の請求方法については、明文の規定はないが、戸籍法上の要件審査を行わなければならないため、届出に準じて取り扱うべきものと解されている。したがって、インターネット、ファクシミリ又は電話による戸籍謄抄本の請求は、戸籍法上の要件を満たす書面又は口頭による請求には当たらないため、これらを組み合わせたととしても、認めることはできないものとする。	2005030	橘川市 (11231)	住民票等 ファッ クス・ イン ターネ ット による 申請自 宅郵送 サー ビス	住民票等FAX・インターネット申請による自宅郵送サービス
050220	埋葬等にかかる戸籍事務取扱準則の緩和	C		戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされ(戸籍法第1条第1項)、市町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができるとされている(地方自治法第172条、154条)。戸籍の届出の受理とは、市町村長が届書類を審査し、適法なものと判断して、受付を認容する行政処分であるため、これを市町村長以外のもが行うことは許されない。したがって、死亡届等の戸籍の届出の受理を吏員が直接行うことの解釈の変更を求める本件取扱いの実現は困難と考える。	市町村長の適切な指導の下、適正な業務委託がされることにより実現は可能ではないか再度検討し、回答されたい。	C		市町村役場の窓口で、戸籍の届書が提出された場合、民法及び戸籍法等に規定する実質的要件及び形式的要件が具備されているかどうかを慎重に審査し、その受否を判断しなければならず、届出の受理とは、届書類の受領を認容する行政処分を指し、単なる書類の受附」という事実行為とは異なるものである。したがって、届書を受領するに当たっては、戸籍事務管掌者たる市町村長の補助機関である吏員が事務処理を行わなければならない、これを業務委託することは許されないものとする。	死亡届であっても、判断の伴わない「受附」であれば委託することは可能か回答されたい。	C		戸籍届書の受付は、届書を受領することであり、当該届出の受否の判断を行うものではないが、民間委託業者には、地方公務員に課せられているような法律上の守秘義務を課することができないため、プライバシー保護の観点から、問題があるものとする。	2215150	志木市 (11228)	地方自治 解放特 区	死亡届に基づく埋火葬許可証の発給の拡大

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050230	対内投資における会社設立登記時の国内非居住者の代表者就任の容認	C		内国会社については、日本国内に住所を有しない者であっても代表者に就任することは可能であるが、代表者の住所地は民事訴訟法上普通裁判籍の一つとされているところであり、また、商法、有限会社法の会社の解散命令、取締役の会社に地する損害賠償責任、第三者に対する損害賠償責任、法令違反にかかる刑罰・過料の制裁等の規定の実効性を確保し、日本国内の取引相手等の利益を保護するためには、少なくとも代表者の一人は日本国内に住所を有することが必要である。昭和59年9月26日民四第4974民事局第四課長回答は、これらの要請を受けて、内国株式会社の代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有しなければ、当該設立の登記の申請は受理できない」としたものである。これは、内国会社について一律に要請されるものであり、特区においても同回答による登記事務の取扱いを撤廃することは妥当ではない。なお、外国会社の代表者については、商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)により、商法第479条が改正され、日本における代表者の住所地は日本国内にあることが必要となったため、昭和59年8月9日民四第4109号民事局第四課長回答による登記事務の取扱いは、妥当でないこととなっている。	外国会社の代表者については、商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)により、商法第479条が改正され、日本における代表者の住所地は日本国内にあることが必要となったこととの経緯について説明されたい。	C		平成14年法律第44号による改正後の商法第479条は、かねてより参入障壁であるとの批判がされていた日本で継続的取引をする外国会社に対する営業所設置義務を撤廃して、日本における代表者を定めて登記をすれば足りることとした。					1008090	福岡県(40000)福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	外国人による株式会社及び有限会社設立要件の緩和
050240	対内投資における会社設立登記時の住所地登記基準の緩和	D-1	-	株式会社の設立の登記事項についての規定(商法188条)において、本店に関する特段の基準は設けられていない。		-	-						1008100	福岡県(40000)福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	会社登記に必要な本店の所在地を一時的な住所で可能とすること
050250	対内投資における会社設立登記時の印鑑に代えて署名証明書を認めることの明確化	D-1	-	外国人は、押印に代えて署名すれば足りるとされていることから(外国人)署名捺印及無資力証明二関スル法律(明治32年法律第50号)第1条)、外国人については、就任を承諾したことを証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を添付すれば、印鑑証明書の添付は要しない取扱いとなっている(昭和48年1月29日付け法務省民四第821号民事局長通達)。また、本国官憲の署名証明の方法について、直接証明(いわゆる奥書証明)でなくとも、別に証明書として作成されたものを添付することで差支えない旨の通知(平成15年6月30日付け法務省民商第1871号商事課長通知)を发出しており、その統一的な取扱いを図っている。		-	-						1010020	神戸市(28100)	国際みなと経済特区	役員就任承諾書の提出時における印鑑証明の添付義務の緩和

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
050260	土地区画整理事業施行区域内における図上分筆登記申請の容認	C		分筆登記には、分筆前の土地を図示し、分割線、求積及びその方法を明らかにした土地の地積の測量図を添付しなければならないが、地積測量図は、実際に現地を調査・測量した結果に基づいてのみ作製されるものである。よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現地の調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするならば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する、いわゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の権利関係が不確定となって土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねない事態を生じる。したがって、図上での分筆登記申請は、受理できない。	仮換地指定から換地処分に至るまで相当な期間を要する事例があり、その間に権利設定が可能であるにもかかわらず登記ができないことが問題となっており、権利の保全のあり方について検討されたい。土地区画整理法上の現状測量図に基づく仮換地指定より登記が可能か検討し、回答されたい。	C		仮換地の指定を受けた者は、換地処分がされるまでの間は、仮換地を使用収益することとなるが、この間に土地所有権を売買等により処分する場合には、あくまで従前地の登記簿について所有権の移転登記をするほかなく、このことは仮換地を分筆する場合でも同様である。したがって仮換地についての土地区画整理法上の現状測量図を基に仮換地指定のされた土地を分筆したとしても、従前地の登記簿、図面等にこれを反映する方策はない。仮に、仮換地上の権利を規定し、この権利の処分等の公示を登記簿において行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう。	土地区画整理法に基づく現況測量図により仮換地指定された土地を登記するなど、仮換地から換地処分の間の権利の公示方法を明確化することができないか、検討し回答されたい。	C		たとえ区画整理の事業区域内であっても現地の調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするならば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する、いわゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の権利関係が不確定となって土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねないことについては、当初の回答のとおりである。要望を実現するための対応策としては、仮換地の一部の処分は、従前地の共有持分権の処分及び将来与えられる換地の分割の合意として行われるのであるから、この換地分割の合意を土地区画整理法上の制度として位置付けるとともに、仮換地図面等において換地分割の合意内容を特定するといった方策を導入することができるのであれば、不動産登記制度においても、従前地の登記簿に、換地分割の合意が存在することを、その持分移転の登記と併せて登記するといった制度を設けることが考えられる。しかしながら、上記のような制度を導入することについては、土地区画整理事業の実施に及ぼす影響等を踏まえて慎重に検討する必要がある。	2006010	前橋市(10201)	土地区画整理事業施行区域内の図上分筆特区	土地区画整理事業施行区域内における図上分筆登記申請の容認
050260	土地区画整理事業施行区域内における図上分筆登記申請の容認	C		分筆登記には、分筆前の土地を図示し、分割線、求積及びその方法を明らかにした土地の地積の測量図を添付しなければならないが、地積測量図は、実際に現地を調査・測量した結果に基づいてのみ作製されるものである。よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現地の調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするならば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する、いわゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の権利関係が不確定となって土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねない事態を生じる。したがって、図上での分筆登記申請は、受理できない。	仮換地指定から換地処分に至るまで相当な期間を要する事例があり、その間に権利設定が可能であるにもかかわらず登記ができないことが問題となっており、権利の保全のあり方について検討されたい。土地区画整理法上の現状測量図に基づく仮換地指定より登記が可能か検討し、回答されたい。	C		仮換地の指定を受けた者は、換地処分がされるまでの間は、仮換地を使用収益することとなるが、この間に土地所有権を売買等により処分する場合には、あくまで従前地の登記簿について所有権の移転登記をするほかなく、このことは仮換地を分筆する場合でも同様である。したがって仮換地についての土地区画整理法上の現状測量図を基に仮換地指定のされた土地を分筆したとしても、従前地の登記簿、図面等にこれを反映する方策はない。仮に、仮換地上の権利を規定し、この権利の処分等の公示を登記簿において行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう。	土地区画整理法に基づく現況測量図により仮換地指定された土地を登記するなど、仮換地から換地処分の間の権利の公示方法を明確化することができないか、検討し回答されたい。	C		たとえ区画整理の事業区域内であっても現地の調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするならば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する、いわゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の権利関係が不確定となって土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねないことについては、当初の回答のとおりである。要望を実現するための対応策としては、仮換地の一部の処分は、従前地の共有持分権の処分及び将来与えられる換地の分割の合意として行われるのであるから、この換地分割の合意を土地区画整理法上の制度として位置付けるとともに、仮換地図面等において換地分割の合意内容を特定するといった方策を導入することができるのであれば、不動産登記制度においても、従前地の登記簿に、換地分割の合意が存在することを、その持分移転の登記と併せて登記するといった制度を設けることが考えられる。しかしながら、上記のような制度を導入することについては、土地区画整理事業の実施に及ぼす影響等を踏まえて慎重に検討する必要がある。	2020010	吉川市(11243)	土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請の特例	土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請の特例
050260	土地区画整理事業施行区域内における図上分筆登記申請の容認	C		分筆登記には、分筆前の土地を図示し、分割線、求積及びその方法を明らかにした土地の地積の測量図を添付しなければならないが、地積測量図は、実際に現地を調査・測量した結果に基づいてのみ作製されるものである。よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現地の調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするならば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する、いわゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の権利関係が不確定となって土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねない事態を生じる。したがって、図上での分筆登記申請は、受理できない。	仮換地指定から換地処分に至るまで相当な期間を要する事例があり、その間に権利設定が可能であるにもかかわらず登記ができないことが問題となっており、権利の保全のあり方について検討されたい。土地区画整理法上の現状測量図に基づく仮換地指定より登記が可能か検討し、回答されたい。	C		仮換地の指定を受けた者は、換地処分がされるまでの間は、仮換地を使用収益することとなるが、この間に土地所有権を売買等により処分する場合には、あくまで従前地の登記簿について所有権の移転登記をするほかなく、このことは仮換地を分筆する場合でも同様である。したがって仮換地についての土地区画整理法上の現状測量図を基に仮換地指定のされた土地を分筆したとしても、従前地の登記簿、図面等にこれを反映する方策はない。仮に、仮換地上の権利を規定し、この権利の処分等の公示を登記簿において行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう。	土地区画整理法に基づく現況測量図により仮換地指定された土地を登記するなど、仮換地から換地処分の間の権利の公示方法を明確化することができないか、検討し回答されたい。	C		たとえ区画整理の事業区域内であっても現地の調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするならば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する、いわゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の権利関係が不確定となって土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねないことについては、当初の回答のとおりである。要望を実現するための対応策としては、仮換地の一部の処分は、従前地の共有持分権の処分及び将来与えられる換地の分割の合意として行われるのであるから、この換地分割の合意を土地区画整理法上の制度として位置付けるとともに、仮換地図面等において換地分割の合意内容を特定するといった方策を導入することができるのであれば、不動産登記制度においても、従前地の登記簿に、換地分割の合意が存在することを、その持分移転の登記と併せて登記するといった制度を設けることが考えられる。しかしながら、上記のような制度を導入することについては、土地区画整理事業の実施に及ぼす影響等を踏まえて慎重に検討する必要がある。	2118010	川口市(11203)	土地区画整理事業における従前の形態のない土地の分合筆の特例	土地区画整理事業における従前の形態のない土地の分合筆の特例

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類」の見直し	13. 措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類」の見直し	17. 措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050270	換地処分前の保留地登記の容認	C		保留地については、土地区画整理法第103条第4項の公告のあった日の翌日以降に表示の登記がされ(土地区画整理登記令第19条の2)、このときに保留地としての法的意味の土地が生ずるのであって、それ以前の段階では登記の対象がない状態であるし、このような登記を仮に容認するときは、二重登記ともなるので、現行法上、認められない。	仮換地指定から換地処分にかかるまで相当な期間を要する事例があり、その間に権利設定が可能であるにもかかわらず登記ができないことにより、第三者への対抗要件がない点が問題となっており、権利の保全のあり方について検討されたい。例えば保留地について仮換地図面で登記に準じた制度を構築することにより対応できないか検討し、回答されたい。	C		換地処分の公告がされるまでの間は、仮換地と同様に、保留地についても対応する従前地が存在するため、仮に、保留地上の権利を規定し、この権利の処分等の公示を登記簿により行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう。	土地区画整理法に基づく現況測量図により仮換地指定された土地を登記するなど、仮換地から換地処分の際の権利の公示方法を明確化することができないか、検討し回答されたい。	C		換地処分の公告がされるまでの間は、仮換地と同様に、保留地についても対応する従前地が存在するため、仮に、保留地上の権利を想定し、この権利の処分等の公示を登記簿により行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう(再検討要請に対する回答と同じ)。	2086010	野田市(12208)	換地処分前の保留地登記による区画整理事業滑化特区	換地処分前の保留地登記の容認
050280	工区間にまたがる飛び換地を設置する場合の換地処分公告に関する特例	C		転出工区と転入工区の換地処分公告を同時に行うなどの措置(土地改良法第54条6項参照)がされない限り、転入工区において二重登記となるため、転入工区において飛び換地をのみ登記をすることは認められない。	仮換地指定から換地処分にかかるまで相当な期間を要する事例があり、その間に権利設定が可能であるにもかかわらず登記ができないことにより、第三者への対抗要件がない点が問題となっており、権利の保全のあり方について検討されたい。例えば工区間飛び換地について仮換地図面で登記に準じた制度を構築することにより対応できないか検討し、回答されたい。	C		仮換地の指定を受けた者は、換地処分がされるまでの間は、仮換地を使用収益することとなるが、転出工区と転入工区の換地処分公告が同時に行われず、仮に仮換地上の権利を想定し、この権利の処分等の公示を登記簿において行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう。	土地区画整理法に基づく現況測量図により仮換地指定された土地を登記するなど、仮換地から換地処分の際の権利の公示方法を明確化することができないか、検討し回答されたい。	C		仮換地の指定を受けた者は、換地処分がされるまでの間は、仮換地を使用収益することとなるが、転出工区と転入工区の換地処分公告が同時に行われず、仮に仮換地上の権利を想定し、この権利の処分等の公示を登記簿において行うとした場合には、一つの土地について二重登記をすることになってしまう(再検討要請に対する回答と同じ)。	2222010	東急不動産株式会社(50020)	土地区画整理事業促進特区	工区間にまたがる飛び換地を設置する場合の換地処分公告に関する特例
050290	コミットメントラインの借主法人要件の特例	C		利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息を含む。)の上限利率等を定めているところ、本提案のように、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和し、経済的弱者である中小株式会社等をその対象とすれば、中小株式会社等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となり、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがある。特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、借主の範囲の限定の撤廃又は大幅な緩和を行うことについては慎重な検討が必要である。特定融資枠契約に関する法律の適用対象の拡大を特区のみに限定して認めることとしても、金融の性格上区域外への資金移動が可能であることから、結局区域内外を問わず全国を対象の拡大を認めたのと同様の結果を招くものと考えられる。出資法は、健全な金融秩序の保持という観点から上限利率に違反する利息の受領等を刑罰の対象としているなど、金融秩序に関する基本的な刑罰法規であり、したがって、その適用は全国的に平等になされるべきであるところ、特区において特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和すれば、特区外では刑罰の対象となる出資法上の上限金利を超える手数料の受領行為が特区内ではその対象とならないこととなり、全国的に平等であるべき基本的な刑罰法規の適用について、極めて不平等な結果を生じるおそれがある。以上から、までの理由等により、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大について、特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。	提案者は、コミットメントファイアの上限利率の設定、貸主金融機関の適格基準導入、という代替措置を示しているところであり、これを踏まえて借主の拡大ができないか、検討し、回答されたい。	C		前回答のとおり、借主の範囲を経済的弱者である中小株式会社等に拡大した場合、悪質な業者にコミットメントフィー(以下「手数料」という)名目で合法的に高金利を徴求されるなど、コミットメントライン契約制度を濫用されるおそれがある。仮に、手数料の上限利率を設定したとしても、融資限度枠を過大に設定し、実際には少額の貸付けしか行わないなどの方法によって、手数料名目で高金利を徴求することが可能であり、濫用防止措置としては不十分である。貸主金融機関等の適格基準の導入については、いずれの金融機関等も一定の要件の下で業として金銭の貸付けを行うことが認められているものであり、また、現行の法体系においても貸手の制約を設けていないことから、これらの金融機関等の中でコミットメントライン契約の貸主となり得る者とそうでない者を合理的な基準を設けて選別することは困難である。したがって、前回答のとおり、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大については、特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付の問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。				2075010	大阪府(27000)	コミットメントライン特区	コミットメントライン(特定融資枠契約)に関する規制緩和	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類」の見直し	13. 措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類」の見直し	17. 措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050290	コミットメントラインの借主法人要件の特例	C		<p>利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(みなし利息)を含む。)の上限利率等を定めているところ、本提案のように、その特例たる特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和し、経済的弱者である中小株式会社等をその対象とすれば、中小株式会社等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」という)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となり、手数料名目に合法的に高金利を徴収されるおそれがある。特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、借主の範囲の限定の撤廃又は大幅な緩和を行うことについては慎重な検討が必要である。特定融資枠契約に関する法律の適用対象の拡大を特区のみに限定して認めることとしても、金融の性格上区域外への資金移動が可能であることから、結局区域内外を問わず全国に対象の拡大を認めたと同様の結果を招くものと考えられる。</p> <p>出資法は、健全な金融秩序の保持という観点から上限利率に違反する利息の受領等を刑罰の対象としているなど、金融秩序に関する基本的な刑罰法規であり、したがって、その適用は全国的に平等になされるべきであるところ、特区において特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和すれば、特区外では刑罰の対象となる出資法上の上限金利を超える手数料の受領行為が区内ではその対象とならないこととなり、全国的に平等であるべき基本的な刑罰法規の適用について、極めて不平等な結果を生じるおそれがある。以上から、までの理由等により、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大について、特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。</p>	<p>提案者は、コミットメントフィーの上限利率の設定、貸主金融機関の適格基準導入、という代替措置を示しているところであり、これを踏まえて借主の拡大ができないか、検討し、回答されたい。</p>	C		<p>前回回答のとおり、借主の範囲を経済的弱者である中小株式会社等に拡大した場合、悪質な業者にコミットメントフィー(以下「手数料」という)名目で合法的に高金利を徴収されるなど、コミットメントライン契約制度を濫用されるおそれがある。仮に、手数料の上限利率を設定したとしても、融資限度枠を過大に設定し、実際には少額の貸付けしか行わないなどの方法によって、手数料名目で高金利を徴収することが可能であり、濫用防止措置としては不十分である。貸主金融機関等の適格基準の導入については、いずれの金融機関等も一定の要件の下で業として金銭の貸付けを行うことが認められているものであり、また、現行の法体系においても貸手の制約を設けていないことから、これらの金融機関等の中でコミットメントライン契約の貸主となり得る者とそうでない者を合理的な基準を設けて選別することは困難である。</p> <p>したがって、前回回答のとおり、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大については、特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付の問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。</p>				2182010	株式会社三井住友銀行(50020)	コミットメントライン特区	コミットメントライン(特定融資枠契約)に関する規制緩和(法務省)	
050300	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	C	-	<p>情報処理技術者試験については、各国試験との相互認証を踏まえ、大卒相当以上の知識・技術水準にあるとみなすことができる試験等について大卒相当以上の者として認める措置を講じているところ、専門士についてはこうした制度がないため要望に係る措置を講ずることは困難である。</p>	<p>現在のような相互認証に基づく情報処理技術者試験以外のIT技術者間でも対象とすることで、提案者の要望は実現できないか検討し、回答されたい。</p> <p>海外の専修学校の卒業生についても専門士と同様に大卒相当以上の者として認めることはできないか、再度検討し、回答されたい。</p>	C	-	<p>については、情報処理技術者試験については、情報処理技術に関する専門的な知見を有する公的機関による各国試験との相互認証を踏まえ、大卒相当以上の知識・技術水準にあるとみなすことができる試験等について基準に適合する者として認める措置を講じているところであり、相互認証を経ずに、知識・技術水準を確認できないような資格試験等について対象にすることは困難である。</p> <p>については、外国の「専門士」について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識・技術水準を有するものであることを確認できる制度が設けられるのであれば可能であるが特定の地域に限って認める必要性はなく、仮に実施するのであれば全国において実施すべき性質のものである。</p>				2242070	東京都(13000) 神奈川県(14000) 横浜市(14100) 川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	
050310	技術」の在留資格要件の緩和	C	-	<p>外国人IT技術者については、10年以上の実務経験を有しない場合であっても、所定の試験に合格等している場合には入国することが可能となっている。</p>	<p>現在のような相互認証に基づく情報処理技術者試験以外のIT技術者間でも対象とすることで、提案者の要望は実現できないか検討し、回答されたい。</p> <p>海外の専修学校の卒業生についても専門士と同様に大卒相当以上の者として認めることはできないか、再度検討し、回答されたい。</p>	C	-	<p>については、情報処理技術者試験については、情報処理技術に関する専門的な知見を有する公的機関による各国試験との相互認証を踏まえ、大卒相当以上の知識・技術水準にあるとみなすことができる試験等について基準に適合する者として認める措置を講じているところであり、相互認証を経ずに、知識・技術水準を確認できないような資格試験等について対象にすることは困難である。</p> <p>については、外国の「専門士」について本邦における大卒相当以上の者と同等の知識・技術水準を有するものであることを確認できる制度が設けられるのであれば可能であるが特定の地域に限って認める必要性はなく、仮に実施するのであれば全国において実施すべき性質のものである。</p>				2242080	東京都(13000) 神奈川県(14000) 横浜市(14100) 川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	外国人の在留資格要件の緩和	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類」の見直し	13. 措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類」の見直し	17. 措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項 (事項名)
050320	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和	C		最低資本金制度は債権者保護のために設けられた制度であるが、会社が対外的に与える影響が特区内にとどまらないことから、債権者保護の特例を特区において設けることは不相当である。なお、最低資本金制度のあり方については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの可否等について検討中である。	提案者の要望は「最低資本金の制限を廃止又は、最低資本金を大幅に下げる」というものであり、これについて検討している内容につき回答されたい。	C		法制審議会においては、最低資本金制度の見直しの可否等について現在検討中であり、いまだ結論は得られていない。	早期に結論を得よう検討されたい。	C		会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る法制審議会の議論において、最低資本金制度の見直しの可否等について結論を得よう検討する。	2242120	東京都(1300)、神奈川県(1400)、横浜市(1410)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和